

個人情報の安全確保の措置について

本庄市個人情報保護条例（一部抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（1）実施機関 次に掲げるものをいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

イ 議会

（安全確保の措置）

第7条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する維持管理を行うため、個人情報保護管理者を置かなければならない。

3 第1項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（実施機関の職員等の義務）

第8条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第3項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

本庄市個人情報保護条例施行規則

（個人情報保護管理者）

第4条 条例第7条第2項に規定する個人情報保護管理者は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

（1）本庄市事務分掌規則（平成18年本庄市規則第4号）に規定する課の長及び室の長

※（2）から（10）を略していますが、教育委員会等の市長以外の実施機関の課長が規定されています。

本庄市情報セキュリティポリシー

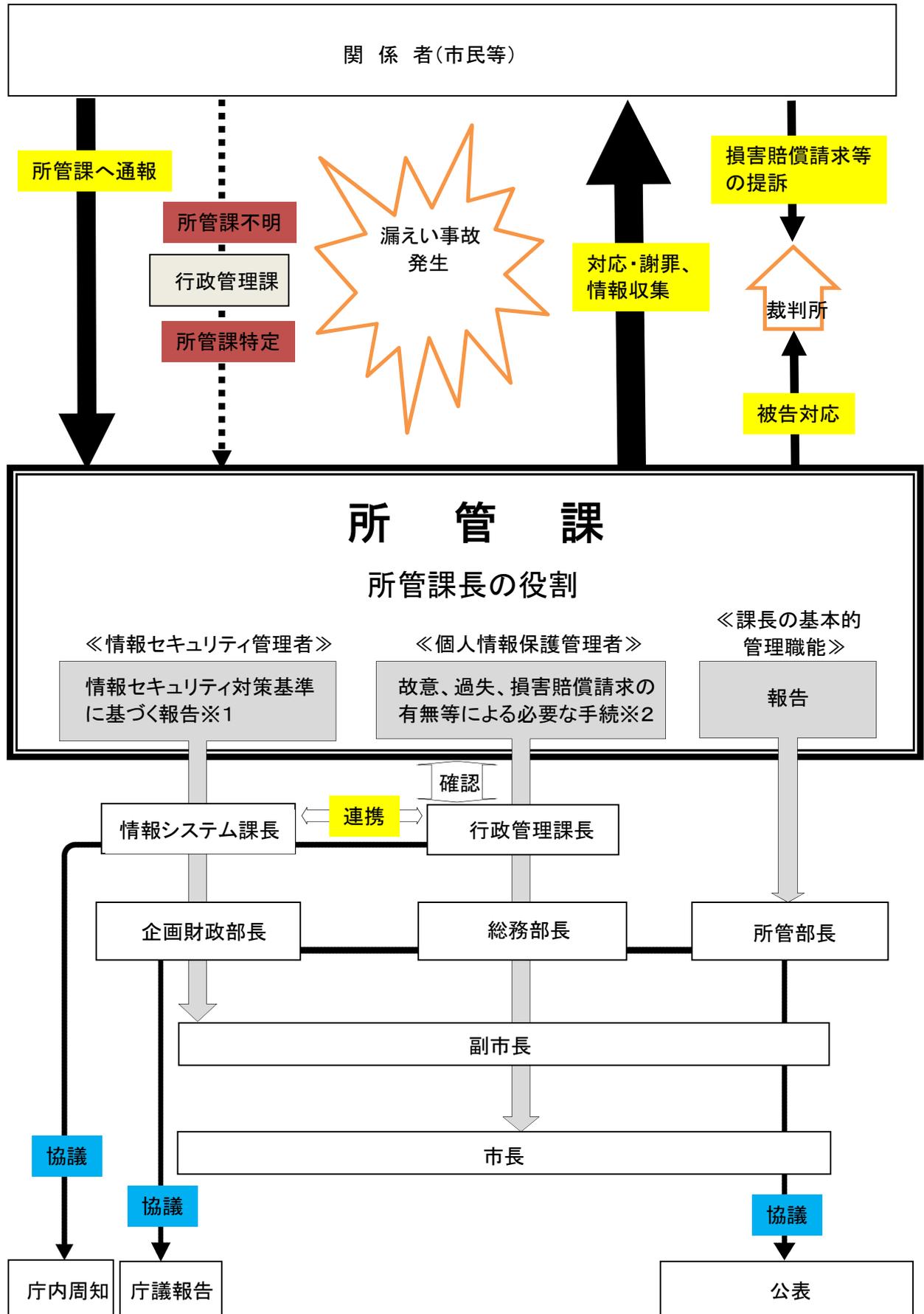
本庄市情報セキュリティ基本方針（一部抜粋）

- ・ 対象とする脅威
重要情報の搾取、内部不正、外部委託管理の不備等
- ・ 適用範囲(2)情報資産の範囲
 - ① ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
 - ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
 - ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書
- ・ 職員等の遵守義務
職員、非常勤職員及び臨時職員（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。
- ・ 情報セキュリティ対策
組織体制の確立、物理的・人的・技術的セキュリティ対策等

本庄市情報セキュリティ対策基準（一部抜粋）

- ・ 組織体制
 - (1) 最高情報セキュリティ責任者・・・副市長
 - (2) 統括情報セキュリティ責任者・・・企画財政部長
 - (3) 情報セキュリティ責任者・・・各部局長
 - (4) 情報セキュリティ管理者・・・各課長
 - (5) 統括システム管理者・・・情報システム課長
 - (6) システム管理者・・・各情報システムの担当課長
 - (7) 情報セキュリティ担当者・・・情報システム推進担当者
- ・ 物理的セキュリティ
通信回線、職員等のパソコン等の管理等
- ・ 人的セキュリティ
職員等の遵守事項、研修、情報セキュリティインシデントの報告等
- ・ 技術的セキュリティ
コンピュータ及びネットワークの管理、アクセス制御等
- ・ 運用
情報システムの監視、障害等の報告、外部委託

情報セキュリティ事故に起因する 個人情報漏えい発生時のフロー図



報告※1 : ・様式はないため、事故の状況等を任意様式にまとめて提出
 必要な手続※2 : ・本庄市職員サービス規程 事故報告書(様式第28号)
 ・本庄市事故等対応調査委員会設置要綱 事故等発生報告書(様式第1号)

庁外の複数の相手方に対する電子メールの取扱いについて

※庁外＝本庄市役所職員以外の者
（国、他自治体も庁外扱い）
※複数の相手方＝2者以上

近年頻発している電子メールによる個人情報流出事案は、その大多数が本来BCCに設定して送信すべきものを、宛先(to)に設定したために発生しています。そこで、このような事故を防止するため、庁外に対するメールにおいて、複数人を宛先(to)に設定した場合には、自動的にBCCに変換して送信する仕組みを導入します。

○複数人を「宛先」(to)に設定した場合



特記事項

◇複数人にメールを送ることを明示して送信する場合

情報共有等のため、複数人にメールを送信していることを**明示する場合は**、送信先入力画面で、「写し」(cc)に入力して下さい。

◇庁内に対するメールの取扱い

職員、組織に対する庁内向けメールについては、従前のおり、複数人を宛先とするメールの送信が可能です。但し、宛先に庁外の者も混在する場合は、上記「複数人を「宛先」(to)に設定した場合」と同様の処理となります。